

1 5. 貯水槽式が必要な箇所を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例施行規程（昭和44年久留米市公営企業管理規程第13号）第3条第1項ただし書に基づき給水方式を貯水槽式とする箇所に関し定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、久留米市水道条例（昭和35年久留米市条例第13号）第5条に規定された給水装置工事について適用する。

(事前協議)

第3条 管理者は、給水装置工事申込書が提出される前に給水装置工事事前協議書により、需要者（給水装置の所有者をいう。以下同じ。）と給水方式等について協議する。

(給水方式を貯水槽式とする箇所)

第4条 久留米市水道条例施行規程第3条第1項ただし書に基づき給水方式を貯水槽式とする箇所は、別表に定める箇所とする。

(同時使用水量の算定)

第5条 同時使用水量の算出の方法は、給水装置設計施工指針第3章2.1設計水量で示したとおり算出する。

(貯水槽式とするものの例外)

第6条 給水方式を貯水槽式とする箇所（別表第1項建物用途の欄に規定する各建物に限る。）のうち、その箇所の同時使用水量により求められた取出管の口径が50ミリメートル未満のものは、管理者と需要者の協議により直結給水とすることができる。

2 前項の規定により直結給水とする場合は、管理者は、需要者から直結給水についての申請書の提出を受け、当該協議が整った場合は承諾書により通知するものとする。

3 前項の直結給水についての申請書の提出は、次の各号に掲げる場合にあっては省略することができる。

(1) 24時間営業又は深夜営業を行う建物であって、その箇所の同時使用水量により求められた取出管の口径が25ミリメートル未満のもの

(2) 前号に定めるもの以外の建物であって、その箇所の同時使用水量により求められた取出管の口径が40ミリメートル未満のもの

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

別表（第4条関係）

給水方式を貯水槽式とする箇所

項	建 物 用 途	備 考
1	(1) 飲食店その他の店舗 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ場、バッティング練習場、カラオケ店、麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター、劇場、映画館、演芸場、キャバレー、ダンスホール等 (3) 病院（救急指定及び入院・手術・透析施設を有する病院以外の病院）、公衆浴場、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等、老人福祉センター、児童厚生施設等 (4) コインランドリー (5) 高等学校、大学、高等専門学校 (6) 上記用途と住宅、事務所等が混在する併用建物	
2 受 水 槽	(1) ホテル、旅館、結婚式場、葬祭場 (2) 個室付き浴場 (3) 病院（救急指定及び入院・手術・透析施設を有する場合） (4) クリーニング業（有毒薬品取扱い施設）、工場（有毒薬品取扱い施設・精密機械取扱い施設・24時間操業・食品製造加工）、火薬・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵処理施設（有毒薬品を取扱い施設） (5) 利用目的が不明な建物、避難所指定施設 (6) 上記用途と住宅、事務所等が混在する併用建物	<ul style="list-style-type: none"> ・有毒薬品取扱い施設で、逆流により配水管の水を汚染する恐れがないことが明らかな場合は除く。 ・井水との併用により、水道水の使用部分が代替等の措置が図られ、施設の業務機能に障害を来たさない場合は除く。